平成２６年（フ）第１７３号
盛岡市上堂３丁目20番29号　カサ・リベラーナＣ103号
債務者　種綿　愛美
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１０号
群馬県沼田市久屋原町192番地１　タウンハイツ久屋原８号
債務者　関口　和明
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
群馬県沼田市久屋原町192番地１　タウンハイツ久屋原８号
債務者　笛田　純子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第１１０号
静岡県富士市加島町１番17号
債務者　渡辺　里美
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第６９号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字志水39番地７
債務者　古賀ひとみ
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２８号
福岡県大牟田市大字今山2173番地２　ルミエール今山201号
債務者　友清　幹子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第３１号
福岡県行橋市大字中津熊616番地３、住民票上の住所北九州市小倉北区菜園場２丁目３番20―302号
債務者　田中　尚幸
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
和歌山県御坊市湯川町丸山26番地１　丸山団地1378号
債務者　西田　裕至
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２６年（フ）第２３９６号
大阪府茨木市上野町７番16号
債務者　川根　康雅
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７３９号
大阪府四條畷市中野１丁目３番42号カサベルデ柳305
債務者　酒田　大樹
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０４号
東京都福生市志茂115番地アイエスマンション301号室
債務者　一本鎗あかね（旧姓三星・豊住）
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４７４号
東京都西多摩郡奥多摩町氷川1806番地１栃久保住宅
債務者　塚野　正人
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４７５号
東京都西多摩郡奥多摩町氷川1806番地１栃久保住宅
債務者　塚野　幸子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０４号
川崎市多摩区菅馬場３丁目34番５号　ペアファイン101
債務者　高橋　正博
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１９２号
川崎市多摩区菅２丁目20番31号　元木コーポ102
債務者　上野　愛美（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０９号
川崎市多摩区中野島６丁目４番８―404号
債務者　神谷　文裕
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係